

PICK UP /

国民健康保険 後期高齢者医療制度に加入している人へ

特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります！

～年に一度の健診であなたの毎日に安心を～

問合先 市民課国民健康保険グループ ☎84-5006

市民課医療年金グループ ☎84-5005

生活習慣病の早期発見や加齢による身体の変化は、自覚症状が少なく、自分では気づきにくいものです。毎年健康診査を受診することで、身体の小さな変化に気づくことができ、病気などの早期発見につながります。

健康診査にはこんなメリットがあります！

生活習慣病を早期発見！

毎年健診を受けると、身体の状態の変化や、新たな疾病に気づくことができます。また、健診結果をもとに、生活習慣病を改善することで、健康を維持することができます。

充実した内容でお得

健診は**無料**です。またフレイルの危険度チェックなど、内容も充実しています。お得な健診を積極的に活用しましょう。
※2回目以降の受診については全額自己負担になります。

早期発見で

治療にかかる負担を軽減

病気が進行してからの治療には、多大な費用と時間がかかります。生活習慣病などの予防に努めて健康を保つことで、治療にかかる負担を軽くすることができます。

医療費にも
こんな違いが…

令和5年度健診受診状況別の一人あたりの医療費の比較



亀山市の後期高齢者医療制度被保険者の場合(データ元:国保データベースシステム)

健康診査の受診方法

	特定健康診査	後期高齢者健康診査
対象者	40歳以上75歳未満の亀山市国民健康保険の被保険者の人で、受診日時点においても亀山市国民健康保険の被保険者の人	令和7年8月31日までに三重県後期高齢者医療制度に加入している人(75歳以上の人) ※受診券等は三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付されます。
実施期間	令和7年7月1日～11月30日(市内医療機関は令和8年1月31日まで受診可能)	
受診方法・実施場所	対象者には6月下旬に緑色の封筒で受診券を発送しますので、県内の受託医療機関または集団健診のどちらかで受診してください。 ※令和7年度に75歳になる人や途中加入の人は、発送時期や有効期限が違います。 ※健康診査の詳しい内容や実施医療機関などについては、受診券に同封の案内または健康づくりのてびきをご覧ください。	
持ち物	受診券、質問票、被保険者証またはマイナ保険証もしくは資格確認書	
問合先	市民課国民健康保険グループ ☎84-5006	市民課医療年金グループ ☎84-5005

※特定健康診査は、ご加入の医療保険者が実施しています。なお、医療保険未加入者、生活保護世帯の人については、健康政策課健康づくりグループから対象者へ受診券が送付されます。